

訪問看護及び介護予防訪問看護

blanc magnolia 訪問看護ステーション豊橋 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社サクラバイオラボが開設する blanc magnolia 訪問看護ステーション豊橋(以下「ステーション」という。)が設営・運営する事業において、適切な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、本ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護職員等」という。)が、介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)を適正に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、東三河広域連合、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。

2 訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行わないものとする。

3 感染症や非常災害の発生時においては、本事業を継続的に実施するため、および、早期の業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業継続計画の策定
- (2) 研修・訓練の実施
- (3) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 blanc magnolia 訪問看護ステーション豊橋
- (2) 所在地 愛知県豊橋市浜道町字桜 35 番地17

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- (2) 看護職員等 2.5以上(常勤換算)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医から指示書の交付を受け、看護師等のアセスメントおよび利用者の意志に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。
- (2) 介護保険利用者にあつては、主治医の指示書の他、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者の作成した居宅サービス計画書(又は介護予防サービス計画書)に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意志に基づき、訪問看護計画書(又は介護予防訪問看護計画書)を作成して利用者に提供し訪問看護(又は介護予防訪問看護)を実施する。
- (3) 訪問看護計画書(又は介護予防訪問看護計画書)及び訪問看護報告書(又は介護予防訪問看護報告書)は、保健師・看護師・理学療法士等が連携し作成する。
- (4) 利用者に主治医が居ない場合は、訪問看護ステーションから各地区医師会等に、主治医の選定及び調整を依頼する。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身の状態、病状、障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、睡眠、食事・栄養及び排泄等療養生活の支援及び介護予防
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) 人生の最終段階における看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (8) 服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査等の援助
- (10) 入退院(所)時の共同指導等

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 ステーションは、基本利用料の他訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として別額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画書に基づくものを除く。

(1) 訪問看護の提供時間が1時間30分を超えた場合であつて、長時間訪問看護加算を算定しない場合

営業日	営業時間内	9:00～17:00	9,000 円/1 時間
	夜間	17:00～22:00	11,250 円/1 時間
	深夜	22:00～6:00	13,500 円/1 時間
	早朝	6:00～9:00	11,250 円/1 時間
営業日以外		一律	15,000 円/1 時間

(2) 訪問看護と連続して行われる死後の処置 15,000 円

3 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費として片道1kmあたり15円の実費を徴収する。なお、公共交通機関を使用した場合の交通費は、その実費を徴収する。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。また、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、豊橋市とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、東三河広域連合、当該利用者の家族等(介護保険利用の場合は、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者)に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 ステーションは、前各項の緊急事態や事故の状況並びに緊急事態及び事故に際して執った処置について記録するものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- (1) 指針の整備
- (2) 感染対策委員会の開催
- (3) 研修及び訓練の実施

(苦情処理)

第 13 条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行うその他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 ステーションは、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民保険健康団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 16 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第 17条 看護師等は、社会的使命を十分認識し、ステーションは、職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 ステーションの従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 ステーションは訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から2年間保管するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社サクラバイオラボとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。